第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会 第1回常任委員会 資料目次

〇会 次 第		1
○第1号議案	第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程(案)	3
○第2号議案	第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針(案)	5
○第3号議案	第83回国民体育大会 会場地市町村選定基本方針(案)	6
○第4号議案	第83回国民体育大会 会場地市町村選定基準(案)	7
○第5号議案	第83回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針(案)	8

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会 第 1 回 常 任 委 員 会 次 第

平成30年3月20日(火) 15:00~(第1回総会終了後) ホテル ラシーネ新前橋3階「ロイヤルオーキッド」

1 開 会

2 議事

- (1) 第1号議案 第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程(案)
- (2) 第2号議案 第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針(案)
- (3) 第3号議案 第83回国民体育大会 会場地市町村選定基本方針(案)
- (4)第4号議案 第83回国民体育大会 会場地市町村選定基準(案)
- (5) 第5号議案 第83回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針(案)

3 閉 会

第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第83回国民体育大会・ 第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会(以下「委員会」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表 のとおりとする。

(役員)

- 第3条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、 あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の 決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、委員長が依頼する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成30年月日から施行する。

第1回常任委員会 第1号議案

別表(第2条関係)

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名		付託事項		委任事項	
	1	総合的な計画の立案に	1	総合的な計画の推進に	
		関すること。		関すること。	
	2	会場地選定に関するこ	2	他の専門委員会に属さ	
		と。		ない事項に関すること。	
 総務企画専門委員会	3	県及び会場地市町村の			
松伤正凹号 安貝云		業務分担及び経費負担			
	4	に関すること。			
		他の専門委員会に属さ			
		ない重要な事項に関す			
		ること。			
	1	競技施設及び関連施設	1	競技施設及び関連施設	
		の基本的事項に関する		の調査、調整等に関す	
		こと。		ること。	
	2	開・閉会式会場及び関	2	開・閉会式会場及び関	
施設整備専門委員会		連施設の基本的事項に		連の調査、調整等に関	
旭似笠洲号门安貝云		関すること。		すること。	
	3	情報通信施設の基本的	3	情報通信施設の調査、	
		事項に関すること。		調整等に関すること。	
	4	その他施設に係る重要	4	その他施設の調査、調	
		事項に関すること。		整等に関すること。	

第1回常任委員会 第2号議案

第83回国民体育大会·第28回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針(案)

第 83 回国民体育大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項細則(公益財団法人日本体育協会)」で定める施設基準を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、極力既存施設の活用に努める。
- 2 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将 来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階 から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバ ーサルデザインへの対応等、だれもが利用しやすい施設となるよ う努める。

第1回常任委員会 第3号議案

第83回国民体育大会会場地市町村選定基本方針(案)

第83回国民体育大会における会場地は、大会の趣旨及び第83回 国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づ き、次により選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、全市町村が正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツのいずれかの競技の会場地となるよう、地域バランスに配慮して選定する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望や、開催準備・大会運営に対する積極性、大会に対する熱意、大会後の地域振興に向けた考え方を考慮するとともに、「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画」における競技別拠点スポーツ施設の考え方並びに選定状況、実施競技団体の意向並びに競技施設、宿泊能力、交通の利便性及びその他地域の実情・特性等を含め総合的に判断する。

第1回常任委員会 第4号議案

第83回国民体育大会 会場地市町村選定基準(案)

第83回国民体育大会における会場地は、第83回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別 余選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断、評価のもと選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営 に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、原則として「国民体育大会開催基準要項細則(公益財団法人日本体育協会)」で定める施設基準を満たすものであるとともに、ユニバーサルデザイン等に配慮されたものであること、また、施設の整備に当たっては、「第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会競技施設整備基本方針」に基づき実施するものであること。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設(観客席、駐車場、練習会場等)の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会 運営に必要な体制が整えられること。
- (5) 選手・役員の輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- (6) 大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ推進に積極的に取り組む意欲を有すること。

第1回常任委員会 第5号議案

第83回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担·経費負担基本方針(案)

第83回国民体育大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県の業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定並びに当該計画の 実施及び推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を行 い、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

2 会場地市町村の業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定並びに当該計画 の実施及び推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を行 い、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を行い、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有施設・設備の整備に関する業務を行い、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担の細目については、 別に定める。